**コンテンツ販売代理店取引基本契約書**

○○株式会社（以下、「甲」という。）と株式会社キバンインターナショナル（以下、「乙」という。）とは、次のとおり非独占的な販売代理契約を締結した。

## （目　的）

乙は甲を、乙がeラーニングビジネス支援パック契約書に基づき扱うコンテンツのうち、乙が別途指定するコンテンツ（以下「本コンテンツ」という。）の販売代理店に指名し、甲は乙の代理店として、本コンテンツを乙が定めた標準価格にて販売活動を進めるものとする。

## （販売目標および最低購入量）.

１　甲は、本コンテンツの販売目標本数、販売目標額などについて、別途定める達成義務を負う。

２　甲は、本コンテンツについて別途に最低購入量を定めた場合には、それに従うものとする。

## （販売価格および方法）

１　本コンテンツの乙から甲への提供価格は、eメール等で事前に提示するものとする。

２　乙は、 <http://kiban.smartbrain.info/> その他、別途定める環境上のコンテンツを甲のWebサイト上で販売できるタグを提供するものとする。

## （販売促進支援）

乙は、甲からの要請があった場合に、別途定める条件をもって、以下の販売促進支援を行なうものとする。

1. 販売代理店様向け教育
2. 販売代理店様向けコンテンツ特別頒布価格での提供
3. パンフレット類（コンテンツカタログ、その他関係資料）の提供
4. 乙の所有するロゴの使用
5. その他甲の販売を促進する事項

## （責任の制限）

１　乙は、本コンテンツを現状の状態のまま供給すれば足り、本コンテンツに欠陥がないこと、特定目的に適合することは保証できないものとする。

２　乙の甲に対する民法上、商法上の瑕疵担保責任は排除されるものとする。

３　故意または重過失の存在しない限り、乙は甲の逸失利益、データおよび取引機会の喪失または期待された貯蓄の喪失（直接的か間接的かを問わず）について一切責任を負わないものとする。さらに、本契約（サポートサービスに関するものであると、終了その他のものであるとを問わず）に起因または関連する間接損害、結果的損害、懲罰的損害、付随的損害または特別損害についていかなる責任も負わないものとする。

４　乙は、損害賠償額について、本コンテンツの標準価格を上限とし、その責任を負う。

５　本コンテンツの使用条件は、別途定める動作保証環境によるものとする。乙は、動作保証環境外での使用によって生じる稼動の不具合などについて、一切の責任から免除されるものとする。

## （秘密情報の取扱）

１　甲及び乙は、相手方より提供を受けた技術上または営業上その他業務上の情報（以下、秘密情報という）を第三者に漏洩してはならない。一方がこれに違反した時は他方は通知催告を要せず、直ちに本契約を解除することができる。但し、次の各号のいずれか一つに該当する情報についてはこの限りではない。

1. 秘密保持義務を負うことなく既に保有していることを証明できる情報
2. 秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手したことを証明できる情報
3. 相手方から提供を受けた情報によらず、独自に開発したことを証明できる情報
4. 本契約及び個別契約に違反することなく、且つ、受領の前後を問わず公知となった情報

２　前項の秘密情報については、甲及び乙は当該秘密情報の管理に必要な措置を講ずるものとし、当該秘密情報を第三者に開示する場合は、事前に相手方からの書面による承諾を受けなければならない。

３　甲及び乙は、前項までに規定する相手方より提供を受けた秘密情報について、本契約の目的の範囲内でのみ使用し、複製、改変が必要なときは、事前に相手方から書面による承諾を受けるものとする。

４　甲及び乙は、お互いにやり取りする情報が秘密情報であることを明示する為に、「機密情報」または「SALES PARTNER ONLY」と明記するなどの措置を講じるものとする。

５　本条の秘密保持規定は、本契約終了後といえども、５年間存続するものとする。

## （義務）

１　甲は、本コンテンツについて甲の顧客に対する以下の義務を負うものとする。

1. 本コンテンツの説明
2. 価格の提示
3. サポート義務
4. 顧客からのクレームの受付
5. その他、顧客との紛争の処理等

２　甲は、本コンテンツの、海賊版、無許諾コピーまたは違法コピーの製造、頒布、譲渡または使用を行ったり、第三者による、かかる行為に関与してはならない。また、これらの不正な行為を知るに到ったときは、直ちに乙に連絡するものとする。

## （譲渡の禁止）

甲は、乙との書面による事前の同意なく本契約上の地位もしくは本契約に基く一切の権利または義務を第三者に譲渡もしくは担保の目的に供してはならない。

## （契約解除）

１　甲及び乙は３ヶ月前の書面による予告をもって本契約を解除することが出来る。本契約の解除に当たっては、乙から甲に貸与された機器、営業支援のために配布された資料、その他乙の所有になるもの全てを速やかに返却するものとする。また、乙が甲に返却すべきものは同様に速やかに返却されるものとする。

２　次の各号の一に該当する事由が甲に生じたときは、乙は甲に対して何らの催告を要することなく直ちに本契約を解除することができる。

1. 本契約に違反し、相当の期間を定めた是正の催告を受けたにもかかわらず当該期間内に是正がなされないとき
2. 自ら振り出しまたは裏書きした手形または小切手が１通でも不渡りとなったとき
3. 破産、民事再生、会社更生、または特定調定の申立てを自らなし、または第三者からこれらの申立てがなされたとき
4. 差押、仮差押、仮処分等の強制執行を受けたとき
5. 株主総会において解散、合併、営業の全部または重要な一部の譲渡が決議されたとき
6. 財産状態が悪化したとき、または悪化するおそれがあると認められる相当の事由があるとき
7. 公租公課に基づく滞納処分を受けたとき

３　前項に基づいて本契約が解除されたとき、甲は残債務を直ちに清算するものとする。

第**１０**条(支払い方法)

本契約における 甲の売上の支払い方法は、次の通りとする。

（１）代金の回収は、甲の担当者が、eラーニングビジネス支援パック契約書の売上の分配に定める比率に応じて、3ヵ月に一 度（3月、6月、9月、12月末日を締切日とする）精算を行い、下記の指定口座に、翌月末日までに支払うものとする。

（２）支払い金額が、5,000円（税別）を超えないときは次回精算まで繰り越すものとする。

（３）支払いに関する振込手数料を受け取り側負担とする。

振込用の銀行口座

甲

銀行名：

支店名：

口座種類：

口座番号：

口座名義（カナ）：

代表取締役（漢字・カナ）：

## 第１１条（有効期間）

本契約は、契約日より2年間効力を有するものとする。ただし、期間満了３ヶ月前までに、甲乙いずれかから相手方に対して本契約を終了する旨の書面による通知がなされない場合には、さらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

## 第１２条（契約終了時の措置）

本契約が終了したときは、甲は直ちに乙の販売代理店である旨の表示を中止するものとし、以後、乙の販売代理店である旨を一切表示してはならない。

## 第１３条（協議）

本契約に定めなき事項または解釈に疑義を生じた事項については甲乙協議のうえ解決するものとする。

## 第１４条（合意管轄）

本契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を専属的な第一審の管轄裁判所とする。

以上本契約の成立を証するため本書２通を作成し、乙甲記名捺印のうえ各１通を保有する。

２０１３年６月　　日

甲：

住所

会社名
代表者名　　 印

乙：

